

困ったなあ

に答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

祖父の遺産が見つかりましたが
放っておくと問題がありますか？

突然降つてわいたような話なのです。

私は郷里の四国の田舎から東京の大学に出させてもらつて以来、こちらで主人と恋愛結婚し、子供2人に孫までてきて、主人の亡き親の家で夫婦仲良く過ごしています。

父は次男だったので先祖伝來の家はなく、母方の家は母の兄が継いで、その息子からさらには孫の世代に移つてきました。両親が相次いで亡くなつた時、私自身は幸いお金に不自由していないし夫もそうしろと言うので、親の面倒を最後まで見てくれた兄や兄嫁たちに不動産や預貯金その他の遺産を譲り、私は入れたりもします。

よくニュースになる「休眠預金」は10年間出し入れがなく本人と連絡がつかない預金のことで、当の預金者本人が忘れている場合と、相続時に預金口座が把握されず誰も相続しない場合ですね。日本では毎年800億円もの休眠預金が発生するそうですよ。

対して不動産の場合は、名義変更をせず何世代も放っている山林などはよくありますが、土地や家を人に貸していくれば賃料が振り込まれるし、現金支払いの場合は賃借人が相続があつたことを知るので、分からぬ場合は少ないはずです。当時から空き家だったならもつと前に分かつていたと思いますので、推測するに、何らかの事情で無償で貸していたのかなと。そのまま誰か住み続けていたけれども、空き家になり、近所の人



宝石や着物など形見分けの品をもつただけでした。法事などには戻りますが、良い親戚づきあいが続いていて良かったと思っています。

母方の祖父はいわゆる土地持ちで人に貸していた土地や家も結構あり、そのうち母もいくつか遺産分けでもつっていましたが、大半は伯父のものになります。

そんなことがあるのでしょうか？私はもちろん要らないしあだかわりたくないだけですが、このまま放つておくと私や子供たちに何か悪いことが起きるでしょうか？

が当局にクレームを出して、調査がなされた…。

ご相談者の場合は特殊なケースですが、今、全国で空き家が深刻な問題となっています。住宅7軒中空き家1軒！もちろん地方にいくほど率は高く、少子高齢化なので高くなる一方でしょう。平成27年（2015）に「空き家対策特別措置法」が施行され、防犯面・衛生面・景観面等で問題のある空き家と判断された場合は、市町村が立ち入り、調査・指導・勧告命令・行政代執行の措置が執られることになつたし、特定空き家と指定された場合には固定資産税が6倍になります。